

浜田市職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 19 号

浜田市職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(浜田市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第 1 条 浜田市職員の管理職手当に関する規則（平成 17 年浜田市規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表消防部局の項中

「

課長（主管課の課長を除く。） 署長（浜田消防署の署長を除く。）

を

」

「

課長（主管課の課長を除く。） 署長（浜田消防署の署長を除く。） 消防司令長

に改める。

」

(浜田市消防職員の階級及び職名に関する規則の一部改正)

第 2 条 浜田市消防職員の階級及び職名に関する規則（平成 17 年浜田市規則第 196 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「課長補佐」を「消防司令長 課長補佐」に改める。

(浜田市消防吏員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 3 条 浜田市消防吏員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 17 年浜田市規則第 197 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 6 級の項中「署長」の次に「、消防司令長」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。